



宮古市飲食店利用促進事業

みやごはん
～宮GO飯キャンペーン～





宮GO飯の概要

■目的

- ・ 閑散期の飲食店の利用促進
- ・ 物価高騰で影響を受ける地域経済の活性化

■対象店舗

- ・ 市内で飲食店を営んでいること
- ・ 登録申請書・宣誓書を提出すること

■割引条件

2人以上の利用で参加飲食店を予約し飲食代金がいずれかの場合

① 人数×1人当たり税込3,000円以上

→1人当たり1,000円割引

② 人数×1人当たり税込1,000円以上（7～14時までの入店）

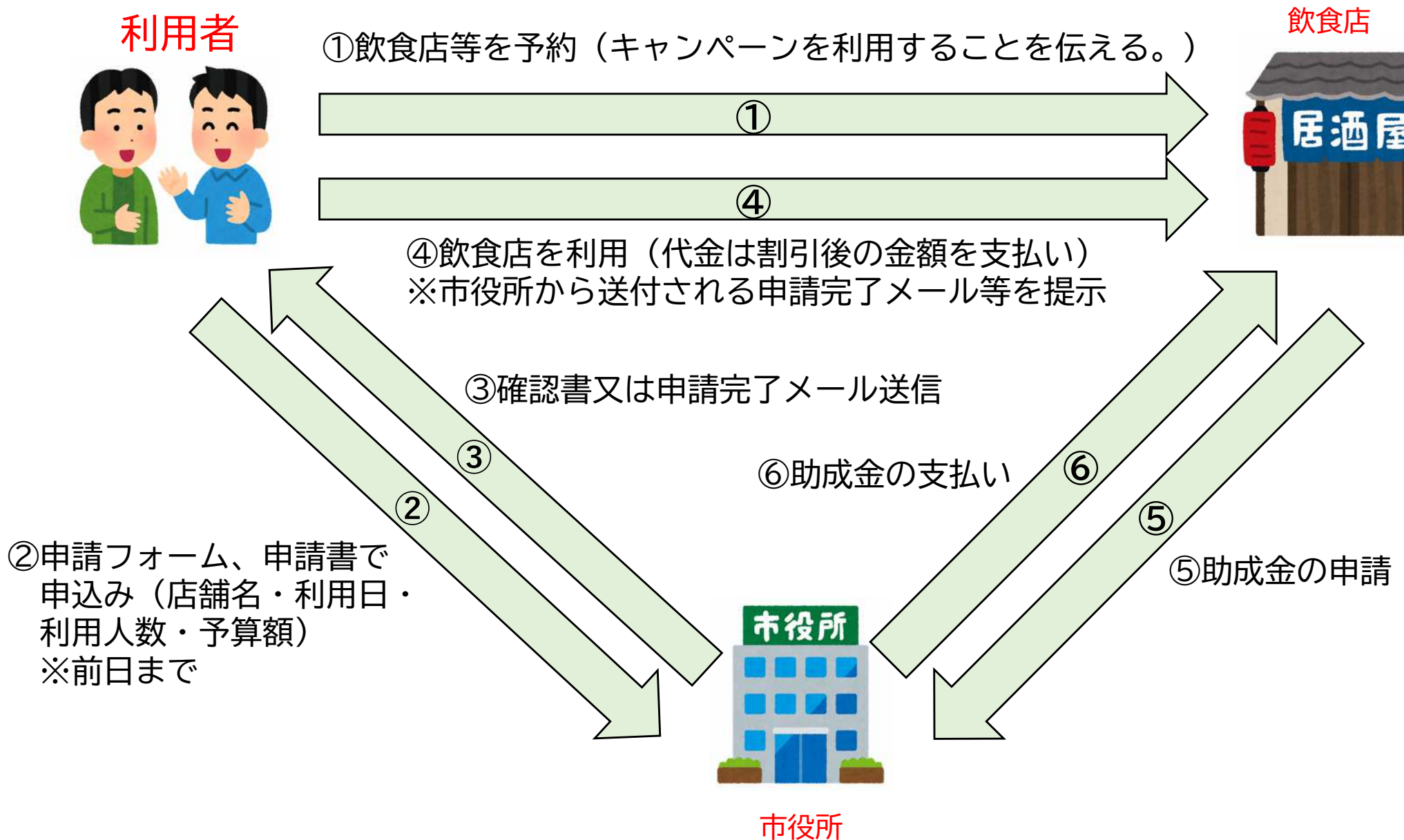
→1人当たり300円割引

■割引期間

令和8年2月4日(水)から令和8年3月31日(火)

※予算額に達し次第、受付を終了

■利用の流れ





利用者の手続き

①飲食店の予約



■次の内容をお店に伝えて予約

①宮GO飯（みやごはん）キャンペーンの利用の旨

②お名前

③利用日時

④利用人数（2人以上）

⑤利用金額

（1人あたり3,000円以上、※7時～14時は1,000円以上）

②市商業振興課へ申請

■次のいずれかの方法で、利用日の14日前から前日までに市へ申請

①申込フォーム

→スマートフォンやパソコンから申込可

②利用申請書（紙）

→申請書を記入し、市へ提出



③飲食店へ入店

■利用者は入店の際に、予約が確認できるものを店員に提示

①申込フォームで申請した方：申請完了メールの画面

②利用申請書（紙）で申請した方：利用確認書



④飲食店へ支払い

■利用者は、割引額を差し引いた金額の支払い





Q & A

Q1:誰でも利用できますか？

A1:2人以上の会食であれば、市内外問わず利用可能です。

Q2:市へ利用申請してなかった場合は？

A2:店舗の予約と市への申請は両方必要です。

市へ利用申請がない場合、割引の適用ができません。

Q3:利用人数に変更があった場合は？

A3:利用人数が増えた場合、申請時の人数を超える割引適用はできません。

利用人数が減った場合、割引額は実際の利用人数に応じて減額されます。(2人未満は割引対象外)